

1. 報告者の報告は拝聴させていただきました。韓・中・日の三国の倒産手続きが日々発展していくことを知ることができた良い機会になりました。ありがとうございます。私は中国と日本の報告者の方に質問させていただきます。
2. 中国の報告について
 - 1) 報告者は、具体的な例として東北特鋼と重慶鋼鉄の両会社の更生手続を紹介して頂きました。報告によると両会社は国有企業ですが、国有企業と非国有企業とは倒産手続において扱いが異なるかご教示いただければ幸いです。
 - 2) 重慶鋼鉄の場合、債務返済のほとんどは現金ではなく株で行われたとの報告がありました。つまり重慶鋼鉄は資本剰余金を株に転換して10株を11,50株に増資して、増えた株で債務弁済に充てたと説明して頂きました。増資の段階で増えた株は既存の株主又は重慶鋼鉄が取得した後に債権者に譲渡されていたのか、それとも債権者が直接習得していたのか、さらに、前者であるとすれば既存株主又は重慶鋼鉄のうち、どちらが株を取得しているのか、ご教示頂きたく存じます。

また、重慶鋼鉄の場合、支配株主の持分の全部が譲渡されたと説明して頂きましたが、支配株主が取得した譲渡代金が更生手続においてどのように処理されたか、教えていただければ幸いです。因みに、韓国の更生手続におけるM&Aでは、ほとんどの場合譲受人に新株を発行する方法が利用されており、譲受人の持分率を増やすために既存の株主の株を消却する場合があります。
 - 3) 重慶鋼鉄は上場企業であります。中国において倒産手続開始の申立に上場の有無が影響を及ぼすかご教示いただきたく存じます。因みに、韓国の場合破産手続の開始は上場廃止の事由になりますが、更生手続の開始はそれ自体で上場廃止の事由になるわけではありません。
 - 4) 東北特鋼の場合、裁判外の再建手続が失敗した後に更生手続が進行されたと説明して頂きました。中国で裁判外の再建手続の法的根拠は何かご教示ください。韓国の場合、一定規模以上の負債がある企業に対する裁判外の再建手続は企業構造調整促進法という法律で規律しております。

¹ ハンヤン大学法学専門大学院教授

3. 日本の報告について

- 1) 報告者が紹介していただいたアメリカ法務部との和解の内容で、罰金とは違って、交通事故の被害者と自動車製造会社に対する補償基金を出捐することを約束した部分の場合、アメリカの法務部は不法行為の被害者でもなく供給契約の当事者でもないので、その責任の法的性質が気になります。アメリカの法律上、法務部との和解によって被害者たちの損害賠償責任が確定されるのか、出捐義務は更生計画上の更生債権になるのか、更生債権であるとするれば債権者は誰になるかについてご教示頂ければ幸いです。韓国法と日本法の体系は似っておりますので、日本法に沿った判断は大いに参考になると思います。
- 2) 全体の事業譲渡代金が各国の手續に配当されたと説明して頂きましたが、配当の基準は何だったのか説明して頂ければ幸いです。日本では民事更生手續、アメリカでは第11章手續、その他の国では私的整理手續が進行されたので負債の場合、各手續の債務者毎に配当されたであろうと理解しました。一方、各国の手續において、債務者の海外の資産が多いほど、そしてグループ間の保証債務や連帯債務の範囲が広いほど、返済財源の配当と負債の配当とがお互い噛み合わない可能性が高くなると思われそうですが、実際にどのような問題があったかご教示いただけますと幸いです。
- 3) 先月、つまり2018年9月に日本の民事更生手續において1次の返済が行われたと説明して頂きましたが、日本の民事更生手續はいつ最終されるのか教えていただきたく存じます。